

選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について  
議論の推進を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓（氏）を改めることとしている。しかし、社会的な信用と実績を築いてきた人が望まない改姓（氏）を余儀なくされることで、姓（氏）を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。また、家族のあり方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も大きく変化してきている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

最高裁判所大法廷は平成27年と令和3年の2度にわたり、夫婦同姓（氏）制度は「合憲」としつつも、夫婦の姓（氏）についての制度のあり方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならない」と判示し、「国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する」との意見も記され、国会における議論を促している。

選択的夫婦別姓制度は「家族で同じ姓の方がよい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは、誰も改姓による不利益を案ずることなく、結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながる。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨もふまえつつ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなければならない。

よって、本町議会は国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度について、社会に開かれた形で、より一層の議論を推進していくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

奈良県平群町議会議長 山口 昌亮

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

法務大臣 小泉 龍司 殿